

[お知らせ]

電気・ガス価格激変緩和対策事業継続に伴う 電気料金値引きの期間延長について

■2024年1月1日実施のお知らせ

「電気・ガス価格激変緩和対策事業継続に伴う電気料金値引きの期間延長について
(2024年12月26日)」(再延長) [はこちら](#)

■2023年10月1日実施のお知らせ

「電気・ガス価格激変緩和対策事業継続に伴う電気料金値引きの期間延長について
(2023年9月27日)」 [はこちら](#)

以上

2023 年 12 月 26 日

積水ハウスイーターでんき ご契約者さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
(小売電気事業者(登録番号 A0300))
積水ハウス株式会社 (代理事業業者)

電気・ガス価格激変緩和対策事業継続に伴う電気料金値引きの期間延長について

拝啓 平素より「積水ハウスイーターでんき (電気の購入)」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社 (株式会社ファミリーネット・ジャパン) は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業 (以下「本事業」といいます。)」に参加し、2023 年 1 月使用 (2 月検針) 分から 12 月使用 (2024 年 1 月検針) 分までの電気料金について、国が定めた値引き単価により使用量に応じた値引きを実施しております (2023 年 9 月お知らせ済み)。

本事業における国の方針に基づき、2023 年 12 月使用 (2024 年 1 月検針) 分までの上記措置を、下記の通り 2024 年 5 月使用 (2024 年 6 月検針) 分まで延長いたしますのでお知らせいたします。

なお、本事業に関しましてお客さまご自身でのお手続きや当社へのお申し込みは不要です。

※本事業の概要は国のホームページ (下記参照) にてご確認ください。

敬具

記

1. 本事業の対象

当社と低圧での電気の契約をされているお客さま
「積水ハウスイーターでんき B」、「積水ハウスイーターでんき C」、
「積水ハウスイーターでんき動力プラン」

2. 本事業の適用期間 (延長期間)

2024 年 1 月使用分 (2 月検針分) から 2024 年 5 月使用分 (2024 年 6 月検針分) まで
※上記の電気料金月分: 2024 年 2 月分から 2024 年 6 月分まで

3. 本事業の値引き単価 (税込)

以下の値引き単価を燃料費調整単価から差し引き、燃料費調整額を算定します。

	2024 年 1 月使用分 (2 月検針分) から 2024 年 4 月使用分 (5 月検針分) まで	2024 年 5 月使用分 (6 月検針分)
1 kWh につき	3.50 円/kWh	1.80 円/kWh

※燃料費調整単価は、積水ハウスホームページ (積水ハウスイーターでんき [買電 (料金体系)] ページ) の「燃料費調整・再生可能エネルギー発電促進賦課金」(下記 URL) に掲載いたします。

URL: <https://noc.sekisuihouse.co.jp/denki/buymenu/index.html>

※値引き後の燃料費調整額および電気料金は、お客さま専用サイト「積水ハウスNetオーナーズクラブ」の「電力のご利用実績」ページにてご案内いたします。

(参考：電気料金の構成について)

○積水ハウスオーナーでんき B および、積水ハウスオーナーでんき C のご契約

電気料金

= [[基本料金+電力量料金(燃料費調整額を含む)] × (1-使用量別割引率)]
+再生可能エネルギー発電促進賦課金

※供給区域が北海道電力ネットワークおよび東北電力ネットワークの場合、燃料費調整額には離島ユニバーサルサービス調整額が含まれます(下記動力プランのご契約も同様)。

○積水ハウスオーナーでんき動力プランのご契約

電気料金

=基本料金+電力量料金(燃料費調整額を含む)+再生可能エネルギー発電促進賦課金

4. 本事業の期間延長に伴う「料金その他供給条件」

本事業の期間延長にあたり、電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]および付帯する料金表の「料金その他供給条件」を一部変更します。「料金その他供給条件」の変更内容は、別紙「電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]等以外の供給条件(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)」をご参照ください。

5. 本事業の概要(国のホームページ:電気・ガス価格激変緩和対策事業特設サイト)

URL: <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

6. 本事業に関する問い合わせ窓口

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事業 お問い合わせ窓口

電話 0120-013-305

受付時間 全日 9:00~17:00(年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

7. 当社の電気料金等に関するお問い合わせ

株式会社ファミリーネット・ジャパン カスタマーセンター

電話 0120-769-677

受付時間 9:00~17:00(土日祝日、年末年始(12月27日~1月3日)を除く)

8. 添付資料

「電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置) 2024年1月1日実施」

…(別紙)

以上

別紙

電気需給約款〔積水ハウスオーナーでんき〕等以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2024年1月1日実施

株式会社ファミリーネット・ジャパン

料金その他の供給条件の内容

1 適 用

- (1) この「デフレ完全脱却のための総合経済対策（2023年11月2日閣議決定）にもとづき行なわれる電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）に係る供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、当社が定める次の電気需給約款[積水ハウスイーナーでんき]（2023年8月1日実施）および付帯する料金表（以下「当社が定める約款等」といいます。ただし、当社が定める約款等が変更された場合は、変更後の約款等を行います。）にもとづき次の契約種別により電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

「積水ハウスイーナーでんき B」

「積水ハウスイーナーでんき C」

「積水ハウスイーナーでんき動力プラン」

- (2) 本供給条件の適用期間は、2024年2月分のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）の始期から2024年6月分の計量期間等の終期までとします。ただし、本事業の変更により本供給条件の適用期間の終期以降も、本事業が継続されることになった場合、本供給条件の適用期間の終期は、変更後の本事業の定める期間までとします。

2 料金の特別措置

- (1) 「積水ハウスイーナーでんき料金表（北海道）」、「積水ハウスイーナーでんき料金表（東北）」または「積水ハウスイーナーでんき料金表（東京）」の各料金表の積水ハウスイーナーでんき B、または積水ハウスイーナーでんき C にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、当該料金表の5（積水ハウスイーナーでんき B）(4)、または6（積水ハウスイーナーでんき C）(4)に定める燃料費調整によらず、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- (2) 「積水ハウスイーナーでんき料金表（エリア共通）」の積水ハウスイーナーでん

き動力プランにもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、当該料金表 5 に定める燃料費調整によらず、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

3 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、「積水ハウスオーナーでんき料金表（北海道）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（東北）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（東京）」または「積水ハウスオーナーでんき料金表（エリア共通）」の各料金表別表 2(燃料費調整)(1)ロにかかわらず、各契約種別等ごとに次の算式によって算定された値といたします。

燃料費調整単価 = (2)の基準燃料費調整単価 - (5)の特別措置の燃料費調整単価

- (2) 基準燃料費調整単価は、積水ハウスオーナーでんき各料金表の契約種別等ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (3) 基準燃料価格は、供給エリアごとに積水ハウスオーナーでんき各料金表のとおりといたします。
- (4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき次のとおりといたします。

「積水ハウスオーナーでんき料金表（北海道）」または「積水ハウスオーナーでんき料金表（東北）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（東京）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（エリア共通）」の各料金表別表 2(燃料費調整)(2)の値といたします。

- (5) 特別措置の燃料費調整単価は、積水ハウスマナーでんき各料金表の契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、本事業の変更により特別措置の燃料費調整単価が変更になった場合は、特別措置の燃料費調整単価は変更後の本事業の定める単価といたします。

	2024年2月分の計量期間等の始期から 2024年5月分の計量期間等の終期までの期間	2024年6月分の 計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

4 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

本供給条件は、2024年1月1日から実施いたします。

2 本供給条件の実施にともなう切替措置

本供給条件の実施の際、現に変更前の「電気需給約款〔積水ハウスマナーでんき〕等以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）2023年10月1日実施」の適用を受けているお客さまは、2024年1月1日以降の検針日から本供給条件を適用するものとし、それ以前は、変更前の「電気需給約款〔積水ハウスマナーでんき〕等以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）2023年10月1日実施」の適用を受けるものとします。

2023 年 9 月 27 日

積水ハウスオーナーでんき ご契約者さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
(小売電気事業者(登録番号 A0300))
積水ハウス株式会社 (代理事事業者)

電気・ガス価格激変緩和対策事業継続に伴う電気料金値引きの期間延長について

拝啓 平素より「積水ハウスオーナーでんき (電気の購入)」をご利用くださり誠にありがとうございます。
ございます。

当社 (株式会社ファミリーネット・ジャパン) は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業 (以下「本事業」といいます。)」に参加し、2023 年 1 月使用 (2 月検針) 分から 9 月使用 (10 月検針) 分までの電気料金から、国が定めた値引き単価による使用量に応じた値引きを実施しております (2023 年 1 月お知らせ済み)。

本事業における国の方針に基づき、2023 年 9 月使用 (10 月検針) 分までの上記措置を、下記の通り 2023 年 12 月使用 (2024 年 1 月検針) 分まで延長いたしますのでお知らせいたします。

なお、本事業に関しましてお客さまご自身でのお手続きや当社へのお申し込みは不要です。

※本事業の概要は国のホームページ (下記参照) にてご確認ください。

敬具

記

1. 本事業の対象

当社と低圧での電気の契約をされているお客さま
「積水ハウスオーナーでんき B」、「積水ハウスオーナーでんき C」、
「積水ハウスオーナーでんき動力プラン」

2. 本事業の適用期間 (延長期間)

2023 年 10 月使用分 (11 月検針分) から 2023 年 12 月使用分 (2024 年 1 月検針分) まで
※上記の電気料金月分：2023 年 11 月分から 2024 年 1 月分まで

3. 本事業の値引き単価 (税込)

以下の値引き単価を燃料費調整単価から差し引き、燃料費調整額を算定します。

1 kWhにつき	3.50 円/ kWh
----------	-------------

※燃料費調整単価は、積水ハウスホームページ (積水ハウスオーナーでんき [買電 (料金体系)] ページ) の「燃料費調整・再生可能エネルギー発電促進賦課金」(下記 URL) に掲載いたします。

URL : <https://noc.sekisuihouse.co.jp/denki/buymenu/index.html>

※値引き後の燃料費調整額および電気料金は、お客さま専用サイト「積水ハウス N e t オーナーズクラブ」の「電力のご利用実績」ページにてご案内いたします。

(参考：電気料金の構成について)

○積水ハウスオーナーでんき B および、積水ハウスオーナーでんき C のご契約
電気料金

= [[基本料金+電力量料金(燃料費調整額を含む)] × (1 - 使用量別割引率)]
+ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

○積水ハウスオーナーでんき動力プラン

電気料金

= 基本料金 + 電力量料金(燃料費調整額を含む) + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

4. 本事業の期間延長に伴う「料金その他供給条件」

本事業の期間延長にあたり、電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]および付帯する料金表の「料金その他供給条件」を一部変更します。「料金その他供給条件」の変更内容は、別紙「電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]等以外の供給条件(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)」をご参照ください。

5. 本事業の概要(国のホームページ: 電気・ガス価格激変緩和対策事業特設サイト)

URL: <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

6. 本事業に関する問い合わせ窓口

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口
電話 0120-013-305 / 受付時間 全日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

7. 当社の電気料金等に関するお問い合わせ

株式会社ファミリーネット・ジャパン カスタマーセンター
電話 0120-769-677 / 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

8. 添付資料

「電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]等以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)(2023年10月1日)」

…(別紙)

以上

別紙

電気需給約款〔積水ハウスオーナーでんき〕等以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年10月1日実施

株式会社ファミリーネット・ジャパン

料金その他の供給条件の内容

1 適 用

- (1) この「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022年10月28日閣議決定）にもとづき行なわれる電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）に係る供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、当社が定める次の電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]（2023年8月1日実施）および付帯する料金表(以下「当社が定める約款等」といいます。ただし、当社が定める約款等が変更された場合は、変更後の約款等を行います。)にもとづき次の契約種別により電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

「積水ハウスオーナーでんき B」

「積水ハウスオーナーでんき C」

「積水ハウスオーナーでんき動力プラン」

- (2) 本供給条件の適用期間は、2023年11月分のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等に定める計量期間または検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)の始期から2024年1月分の計量期間等の終期までとします。ただし、本事業の変更により本供給条件の適用期間の終期以降も、本事業が継続されることになった場合、本供給条件の適用期間の終期は、変更後の本事業の定める期間までとします。

2 料金の特別措置

- (1) 「積水ハウスオーナーでんき料金表（北海道）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（東北）」または「積水ハウスオーナーでんき料金表（東京）」の各料金表の積水ハウスオーナーでんき B、または積水ハウスオーナーでんき C にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、当該料金表の5（積水ハウスオーナーでんき B）(4)、または6（積水ハウスオーナーでんき C）(4)に定める燃料費調整によらず、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- (2) 「積水ハウスオーナーでんき料金表（エリア共通）」の積水ハウスオーナーでん

き動力プランにもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、当該料金表 5 に定める燃料費調整によらず、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

3 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、「積水ハウスオーナーでんき料金表（北海道）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（東北）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（東京）」または「積水ハウスオーナーでんき料金表（エリア共通）」の各料金表別表 2(燃料費調整)(1)ロにかかわらず、各契約種別等ごとに次の算式によって算定された値といたします。

燃料費調整単価 = (2)の基準燃料費調整単価 - (5)の特別措置の燃料費調整単価

- (2) 基準燃料費調整単価は、積水ハウスオーナーでんき各料金表の契約種別等ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (3) 基準燃料価格は、供給エリアごとに積水ハウスオーナーでんき各料金表のとおりといたします。
- (4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき次のとおりといたします。

「積水ハウスオーナーでんき料金表（北海道）」または「積水ハウスオーナーでんき料金表（東北）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（東京）」、「積水ハウスオーナーでんき料金表（エリア共通）」の各料金表別表 2(燃料費調整)(2)の値といたします。

- (5) 特別措置の燃料費調整単価は、積水ハウスマスターでんき各料金表の契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、本事業の変更により特別措置の燃料費調整単価が変更になった場合は、特別措置の燃料費調整単価は変更後の本事業の定める単価といたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 銭
-------------	----------

4 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

本供給条件は、2023 年 10 月 1 日から実施いたします。